後期高齢者医療制度のお知らせ

～高額介護合算療養費及び限度額適用・標準負担額減額認定証について～

■高額介護合算療養費について

医療と介護の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。

同じ世帯の被保険者が、１年間に支払った後期高齢者医療制度と介護保険の自己負担額の合計が限度額を超えたときは，その超えた額が後期高齢者医療制度及び介護保険から支給されます。

なお、手続きには役場窓口への申請が必要となります。

○　後期高齢者医療制度または介護保険の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。

○　支給額が500円以下の場合は支給されません。

◆自己負担限度額表

【1 年分の自己負担額の計算期間：8 月 1 日～翌年 7 月 31 日】

負担割合	区　　分		自己負担額の合計の基準額
３割	現役並み所得者		６７万円
１割	一　　般		５６万円
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ（※１）	３１万円
		区分Ⅰ（※２）	１９万円

※１　世帯全員が住民税非課税である方

※２　世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が 0 円（公的年金収入のみの場合、その受給額が 80 万円以下）、または老齢福祉年金を受給している方

申請される方は、住民課国保医療係までお申し出ください。

■医療費の支払いが高額になるときには

世帯全員が住民税非課税世帯の方には、高額な医療費がかかる入院等で、窓口負担を軽くするために「限度額適用・標準負担額減額認定証」（右図参照）があります。

この証を窓口に提示することにより、保険適用の窓口負担と食事代が減額されます。

必要な方は、住民課国保医療係へ申請が必要になります。

（なお、住民税課税世帯の方は「被保険者証」を提示することで、入院・外来（保険適用分）での一定額以上の支払いが必要なくなります。）

（色は水色です）

○問合先／北海道後期高齢者医療広域連合　☎011－290－5601
役場住民課国保医療係　☎57－2111（内線341または346）

住宅用火災警報器を設置しましょう！